

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」

期間：平成27年4月1日～平成30年3月31日までの3年間

内容

【目標1】

妊娠中や子育てを行う労働者へ制度の周知や情報提供を行い、相談体制を整備する

〈 対策 〉

1. 妊娠中や出産後の女性労働者の健康確保に関わる制度や情報の提供を行う。
 - ・平成27年8月
イントラネット内の育児両立支援サイトの掲載内容を見直し情報を加える
2. 妊娠中や子育てを行う労働者を対象に相談体制を整備する
 - ・平成27年5月
社内で相談窓口を設置し相談体制を整備する

【目標2】

ワークライフバランスを実現するための労働条件の整備を行う

〈 対策 〉

1. 年次有給休暇取得を促進する為、休暇制度の提案を行う。
 - ・平成27年11月
年次有給休暇取得を促す休暇制度の提案を行う。

【目標3】

地域における子育てを支援するための取組を行う

〈 対策 〉

1. 子供たちとふれあう機会の充実を図る。
 - ・平成28年9月
子供が保護者の働いているところを見学できる「子ども参観日」を実施する。